

# 資料編

## 語句の説明

本文中の下線の語句について、五十音順・アルファベット順で記載しています。

	語句	説明文
こ	子ども・子育て支援新制度	<p>子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。</p> <p>○主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定こども園制度の改善</li> <li>・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設</li> <li>・ 地域の子ども・子育て支援の充実</li> <li>・ 基礎自治体（市町村）が実施主体</li> <li>・ 社会全体による費用負担</li> <li>・ 子ども・子育て会議の設置</li> <li>・ 仕事・子育ての両立支援（平成28（2018）年度創設）</li> </ul> <p>※子ども・子育て関連3法： 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3つの法律</p>
	コミュニティ・スクール	<p>学校、保護者及び地域がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたい子ども像を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域とともにある信頼される学校づくりに取り組む仕組み。</p>
し	児童の権利に関する条約	<p>18歳未満の児童の権利の尊重及び保護の観点から必要なことを規定した国際条約。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効、日本は平成6（1994）年に批准した。「児童の権利条約」「子どもの権利条約」ともいう。</p> <p>平成28（2016）年6月の児童福祉法の改正で、第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を褒賞されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を保障される権利を有する。」ことが明文化された。</p>

	語句	説明文
し	しゅうなんイクボス同盟	「イクボス」とは、部下のライフ・ワーク・バランスを考え、自らも人生を楽しみながら、組織としての成果も出す上司のこと。周南市では、平成 28 (2016) 年 12 月に、イクボスの趣旨に賛同を得た事業所と「しゅうなんイクボス同盟」を結成した。
	食行動	食に関する行動の総称。 例えば、「食事づくりのお手伝いをする」、「朝食や夕食を家族の大人と一緒に食べる」、「食事をする時、『いただきます』『ごちそうさま』のあいさつをする」、「家族と食事をしながら、食べ物や栄養、健康について話をする」等の食に関する行動のこと。
と	特定妊婦	出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
ま	まちかどネウボラ	親子の身近な交流の場である「地域子育て支援拠点」のうち、母子保健に関する相談機能を充実強化した拠点のこと。山口県が推進する「やまぐち版ネウボラ」の取組の1つ。  【関連語句】やまぐち版ネウボラ ※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場」
や	やまぐち版ネウボラ	山口県が推進している、妊娠や子育ての悩み・不安等に対応するための子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制づくりのこと。  特徴として、①母子保健に関する相談機能を充実強化した地域子育て支援拠点を「まちかどネウボラ」と位置づけ、②すべての子育て世代包括支援センターにおいて、産後ケアや産前・産後サポート等のサービスが受けられる体制づくりを推進することがあげられる。  【関連語句】まちかどネウボラ ※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場」
D	DV (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者 (事実婚を含む) や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含む。

	語句	説明文
S	SDGs (エスディーゼーズ)	<p>平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限として、17 の国際目標 (その下に 169 のターゲット、232 の指標) が設定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○17 の国際目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 貧困をなくそう</li> <li>2. 飢餓をゼロに</li> <li>3. すべての人に健康と福祉を</li> <li>4. 質の高い教育をみんなに</li> <li>5. ジェンダー平等を実現しよう</li> <li>6. 安全な水とトイレを世界中に</li> <li>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</li> <li>8. 働きがいも経済成長も</li> <li>9. 産業と技術革新の基礎をつくろう</li> <li>10. 人や国の不平等をなくそう</li> <li>11. 住み続けられるまちづくりを</li> <li>12. つくる責任つかう責任</li> <li>13. 気候変動に具体的な対策を</li> <li>14. 海の豊かさを守ろう</li> <li>15. 陸の豊かさも守ろう</li> <li>16. 平和と公正をすべての人に</li> <li>17. パートナリーシップで目標を達成しよう</li> </ol> </div>

## 周南市こども育成支援対策審議会規則

---

○周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に依りて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めるときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、次世代支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成25年6月1日規則第30号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

こども育成支援対策審議会名簿(令和2年3月31日現在)

区分	氏名	所属(団体等)
学識経験者	◎井上 浩	徳山大学
	梅野 潤子	徳山大学
	木村 美弥子	CAP周南代表
市民団体代表	田中 日出昭	周南市青少年育成市民会議代表
	○兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会代表
教育関係団体代表	岩本 雅子	周南市PTA連合会代表
	河村 ひとみ	周南市保育協会代表
	重永 千津紀	周南地区私立幼稚園協会代表
公募委員等	宇野 孝子	
	小林 高志	
	甲田 宏樹	

氏名欄の◎は会長、○は副会長